

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和6年8月1日付けで、保険医療機関に対する指定の取消処分及び保険医に対する登録の取消処分を行います。

この処分は、実際には行っていない保険診療を行ったとするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。(不正・不当請求額 約66万円)

なお、今回の処分にあたっては、令和6年7月25日に開催された九州地方社会保険医療協議会に諮問を行い、諮問のとおりのお返事がなされています。

記

1 保険医療機関の指定の取消処分及び保険医の登録の取消処分

(1) 指定取消となる保険医療機関

名称	医療法人社団健耕会 麻布デンタルクリニック
所在地	沖縄県那覇市久茂地三丁目15番6号 幸マンション2階
開設者	医療法人社団健耕会 理事長 仲筋 宣子(なかすじ のぶこ)
指定取消日	令和6年8月1日

(2) 登録取消となる保険医

氏名	仲筋 耕作 (なかすじ こうさく)	46歳
登録取消日	令和6年8月1日	

2 根拠条文

(1) 保険医療機関の指定取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第1号及び第3号

3 診療報酬の不正及び不当請求

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額
(平成30年8月分～令和2年4月分)

不正請求	22名分	レセプト	207件	593,961円
不当請求	1名分	レセプト	25件	68,265円
合計	23名分 (17名分)	レセプト	232件 (164件)	662,226円

※ () 内は患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

4 取消処分の主な理由

(1) 不正請求

① 架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 外来患者に診療していないにもかかわらず、診療したとして請求していた。

② 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 外来患者が診療していない日に診療したとして、診療日数を付け増して請求していた。

③ その他の請求

在宅療養支援歯科診療所2の施設基準を満たさず、かつ、訪問診療の患者割合が9割5分以上であることから歯科訪問診療料の注13に規定する点数を算定すべきであるにもかかわらず、実際よりも外来診療の患者を多く計上し、施設基準を満たしているとして、在宅療養支援歯科診療所2の届出を辞退しないまま、歯科訪問診療3などの高い診療報酬を請求していた。

(2) 不当請求

算定要件を満たさないリハビリテーションの診療報酬を不当に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 個々の患者の症状に対応した診療計画書を作成していないにもかかわらず、摂食機能療法に係る費用を請求していた。

5 監査を行うに至った経緯等

(1) 平成31年1月、後期高齢者医療広域連合から、死亡した被保険者に係る死亡後の期間に係る請求があったとの情報提供があった。

(2) 後期高齢者医療広域連合及び保険者からレセプトを収集し点検を行ったところ、全患者のうち、歯科訪問診療料を算定している患者に対し外来患者のレセプトが極めて少数であったことから、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に調査したところ、歯科訪問診療料の算定割合が95%以上であるにもかかわらず、在宅療養支援歯科診療所2としての診療報酬を算定している疑義が生じた。

- (3) 令和元年10月及び同年12月に個別指導を実施したところ、これらのことについて仲筋耕作保険医から明確な回答が得られなかったため、個別指導を中断した。
- (4) 令和2年2月から同年10月の間に患者調査を実施したところ、診療報酬が請求されている患者から、麻布デンタルクリニックで受診したことがないなどの回答があった。
- (5) 以上のことから、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、令和3年3月から令和5年3月まで計13日間の監査を実施した。